

宝塚医療大学コンプライアンス基本規則

(目的)

第1条 この規則は、宝塚医療大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう
- (2) 教職員とは、本学に所属する教職員をいう
- (3) 学生とは、本学に所属する学生（科目等履修生、聴講生等を含む。）をいう

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、本学の理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

(最高責任者)

第4条 本学のコンプライアンス推進における最高責任者は、学長をもって充てる。

(推進責任者)

第5条 本学のコンプライアンス推進に関し指揮監督を行わせるため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

- 2 推進責任者は、学長が指名する教員をもって充てる。

(コンプライアンス委員会)

第6条 本学に、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、コンプライアンス事案の総合的な検証及び防止活動の実施計画に関する総括的な審議を行うとともに、必要に応じて適切な措置（内部監査の実施を含む。）を行う。
- 3 委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 推進責任者
 - (2) 教務部長
 - (3) 各学科長
 - (4) 事務局長
 - (5) 最高責任者が必要と認めた者 若干人
- 4 委員会に委員長を置き、推進責任者をもって充てる。
- 5 第3項第5号の委員の任期は、2年とし再任をさまたげない。

(教育及び研修)

第7条 最高責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、教職員及び学生に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に関する体制を確立するよう努めなければならない。

2 推進責任者は、前項の職責を遂行するため、コンプライアンスに係る教育及び研修を行わなければならない。

(防止活動)

第8条 推進責任者は、コンプライアンス事案の防止活動の充実に努めなければならない。

(報告)

第9条 教職員は、コンプライアンス事案を把握した場合は、速やかに上司又は推進責任者にその内容を報告するものとする。

2 学生は、コンプライアンス事案を知ったときは、速やかに教職員にその内容を報告するものとする。

3 前2項の報告を受けた教職員は、当該コンプライアンス事案について、推進責任者に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案を最高責任者に報告しなければならない。

(報告者の責務)

第10条 コンプライアンス事案に係る報告又は通報を行う者（以下「報告者」という。）は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告又は通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(教職員に係る調査の手続)

第11条 推進責任者は、教職員に係るコンプライアンス事案について報告を受けた場合は、当該コンプライアンス事案の事実関係について、委員会に調査を要請するものとする。ただし、推進責任者が自ら調査を行うことを妨げない。

2 推進責任者は、前項の調査の結果を最高責任者に報告しなければならない。

3 教職員及び学生は、第1項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

4 推進責任者は、第2項の調査の結果により必要と認める場合には、懲戒の手続に移行させることについて最高責任者に具申する。

(学生に係る調査の手続)

第12条 学生に係るコンプライアンス事案については、当該学生の所属する学科長の責任において、教育的な配慮に立ちつつ、調査を適切に実施するとともに、その結果に基づき、必要な教育指導を行うものとする。

2 当該学科長は、前項の調査の結果により懲戒の対象となりうる行為があると認めた場合は、報告書を学長に提出しなければならない。

(コンプライアンス事案への対応に当たっての適切な配慮)

第 13 条 最高責任者及び推進責任者は、本学におけるコンプライアンス事案への対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 報告者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること
- (2) 当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること
- (3) 当該コンプライアンス事案に係る調査の客観性及び公正性を確保すること

(最高責任者が行う措置)

第 14 条 最高責任者は、第 9 条第 4 項並びに第 11 条第 2 項に基づく報告、第 11 条第 4 項に基づく具申を受けたときは、必要に応じ当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復させるとともに、再発防止又は懲戒等の必要な措置を講じなければならない。

(説明責任の履行)

第 15 条 最高責任者は、コンプライアンス事案について、法令に基づいて関係機関へ適切に報告するとともに、当該事案の社会的な影響を踏まえ、必要に応じて適時かつ適切な方法により公表するものとする。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 15 日から施行する。